

山口県教育委員会会議録

日時：平成28年3月23日

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまから3月の教育委員会会議を開催いたします。 なお今日、中田委員は所用のため欠席されていますので、御報告をいたします。</p> <p>はじめに、本日の会議から新任の佐野委員が出席されていますので、まず佐野委員から、一言、御挨拶をいただきたいと思います。</p>
佐 野 委 員	<p>周南市から参りました、佐野と申します。日頃は周南市で不動産の会社の役員を務めております。また、教育の方に関しては、子どもたちが小学校、中学校、高校と上がりました時に、主に小学校ですけれども、PTAの役員とか育友会の役員を務めさせていただいておりました。</p> <p>その後、地域の活動とか、行政との活動に参加させていただいておりました。教育委員会の皆様方や関係者の皆様方には、この先色々な形でご指導いただくことがあると思います。しっかり勉強させていただきながら、私の立ち位置で感じる事とか、見える事そういったものを考えながら、教育委員として職務を少しでも果たせるよう努力したいと思いますので、よろしくお願い致します。皆さんよろしくお願い致します。</p>
全 員	<p>よろしくお願い致します。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。どうぞ、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>宮部委員と石本委員、よろしくお願い致します。</p> <p>続いてですが、3月16日で教育長職務代理者でありました山縣委員が御退職されましたので、新たに教育長職務代理者ということで、岡野委員を指名したいと思いますが、よろしくお願い致します。岡野委員、いいですか。</p>
岡 野 委 員	<p>承りました。</p>
教 育 長	<p>それでは、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、先日、中国五県教育委員会委員全員協議会が島根県で開催をされました。この協議会では中国五県の教育委員の皆さんが、各県の教育課題、あるいは自分の取組状況について意見交換を行われておりますので、参加された委員さんから、協議会の状況について御報</p>

岡 野 委 員

告をいただけたらと思います。

最初に岡野委員さんいかがですか。

1月の末に松江で中国五県教育委員会委員全員協議会が行われまして、そちらに私と宮部委員さんと中田委員さんと事務局の山本さんと4名で参加させていただきました。

宮部さんは最初から参加されておりますけど、私たち3人は列車のハプニングに遭いまして、2時間ほど駅でずっと待機しておりました。列車の窓に石が飛んできて、割れまして特急列車が止まってしまうというハプニングがありましたので、最初の全体会とそれから、分科会が途中から参加ということになりましたので、ちょっと話を全部することができませんけれども、私の思った範囲、参加して気付いたことだけはお話させてもらおうと思っております。

ちょうど島根県の委員さんもその列車に乗っていらっしゃいましたので、4人で駅からタクシーで会議に走るようになるような感じでした。

まず、分科会の途中から入ったのですけれども、私が参加したのは、分科会のAというところで、教職員の多忙化解消に向けての取組、それから教職員の人材育成をどのようにしたらいいか、そういった2点が課題になっておりました。

最初は1つ1つが行われる予定だったのですけれども、参加者が少ないからといって、2つを1つにしてしまいまして、分科会が1時間ちょっとで終わるんですが、2つのテーマを1時間ちょっとでやるというのは非常に無理がありまして、私が参加した時にはもうほとんどの方が自分たちの県の発表をされた後でしたので、各県がどのような取組をされていたか、文章ではわかりますけれども、口頭で皆様の気持ちを聞くことがちょっとできなかったのが、非常に残念でしたけれども、それが済んだ後にまた個人的なお話をして、そこで色々なことを聞かせていただいております。

山口県の取組で、その中で話をしたなかでとっても皆さんから共感を得たことがあります。それは、教職員の多忙化解消に向けてというなかで、業務改善対策会議というのが25年度から山口県が行っております。そのやり方がとても中身が充実していいですねということをお話をさせていただいております。

そのなかで、業務改善検討部会の方で、今年度からきちっとされるみたいですが、県教委が実施する会議とか調査なんかの1年間のスケジュールを改めて示すと。これは最初から示しておいた方が職員の方達が1年間の計画を立てるのにとっても良いので、他県ではこれがまだきちんとできていないということも聞きましたので、これは是非山口県がトップになって進めていただきたいなという思いを受けました。

それから、高等学校の通知表の電子化のツールを開発するようで、

これは28年の3月に完成予定なんですと言いますと、他県でもこれはやってらっしゃる所がかなりありました。

しかし、山口県は小学校、中学校の通知表の電子化というのはもうすでに昨年度からしておりますので、大体同じような形で中国五県、進んでいるような形になっておりました。

それと、タブレットを使った島との連携授業と言いますか、中国五県では離島が沢山ありますので、そういう島の学校の生徒達が本校の授業をそういうタブレットを使って授業を受けるというような形も、かなりの所で行われているというのを伺いましたので、山口県もおそらくされている所もあると思いますが、そういったことはとても大切なことだと思います。

今から、子ども達、児童数も減ってまいりますので、そういった地域の、過疎の学校を伸ばしていくためには、こういったことも大切ではないかなと思いました。

それから、先生方の大量退職が今後出てきますが、そうすると大量の新しい先生方を採用しなくてはいけなくなるということで、大学との連携というのが各県ともされているみたいです。そして、各県に沢山の新しい優秀な教員を残すために、どのようにしたらいいかというのが各県の大きな課題になっているというのを感じました。山口県も国の補助などをいただいて、そういった対策を取っておりますので、そういったことをみんな一緒になって行っていくのが大切なことではないかなと思います。

それと人材育成について、教職員の人材育成というのは先生方自身が自分で意識を持って、教職員になろう、そして、教育というものがどんな素晴らしいものか、特に山口県は教育、人材づくり、ひとづくりっていうものにポイントを置いていますから、そんな感じで、新しい若い先生方、そして中堅クラスの先生方、そういった先生方を中心とした研修会というものを今もやってらっしゃいますけれども、もっと進めていただきたいなという思いを受けました。

それと、山口県がやっております「やまぐち学習支援プログラム」ですよ、そのことをちょっとお話したのですけれども、これがとても好評を得まして、会が終わったあとに、皆さん各お部屋に帰られたり、それから自分のおうちに帰られたりしてすぐダウンロードして開いてみたら、とてもいいものが出来ているから、私たちの県でもやってみようというような評価をいただきました。是非、中身をどんどん変えながら、新しい方向で続けていただきたいなと思っております。

それから、全体会の方はみんなが出ましたが、中田委員さんが本来ならば分科会の司会をなさるところでしたけれども、ちょうど間に合いませんでしたので、それでは全体会の山口県紹介を中田委員さんをお願いしようということで、中田さんに全部していただきました。

そして、山口県の紹介をしていただきました。全体会のテーマは

「学力育成について」です。学力というのは教育委員会では一番大きな柱のひとつになっておりますから、皆さん結構盛り上がりまして、色んな話が各県で出ていました。しかし、各県から出たのはほとんどが数字で出ていました。点数が何パーセント、昨年よりどうなったかというのが出ていましたが、山口県はそういった捉え方ではなくて、全体を捉えての発表という形でさせていただきまして、最後は事務局の山本さんが数字を出してくださいましたので、その数字できちっと中田さんがお知らせをするという形を取りました。

その中で山口県が皆さんに自慢できるということは、やはりコミュニティ・スクールの充実です。コミュニティ・スクールの充実をすることによって、学力向上にそれがつながって、それからさっき言いました「やまぐち学習支援プログラム」、これを各家庭からもダウンロードできるし、色んな方が自由に見ることができるっていうことが素晴らしいと思うし、また「山口県学力向上推進フォーラム」っていうのを今やっていますよっていうことで、こういったところが各県の皆さんが関心を持たれたところですよ。

そして、あとはまた宮部さんがお話しになると思います。次の日に視察をさせていただいたんですが、ひとつだけとても気になって皆さんにお伝えしたいことは、竹島の資料室へ連れて行っていただいたんです。その時、最後に島根の方から、「この問題は島根県だけの問題ではなく、中国五県皆さんの問題として考えていただきたい。よろしくお願いします。」ということを最後の言葉でいただきました。

私の頭の中にはあまり入っておりませんでしたけど、やはり皆で考えて、頭の中にどっかにいつも置いとかなければいけない大切な問題だなあ、地元の方達はさらに一生懸命動いてらっしゃるということもとても感じましたので、これをお知らせしておこうと思います。

教 育 長

ありがとうございます。続いて宮部委員さん、どうですか。

宮 部 委 員

私は、山陽経由で回りまして、定時に着きました。私は、分科会は特別支援学校の高等部生徒の就職率向上を目指す取組ということで、広島県が提案しておりまして、そこに参加いたしました。

山口県の場合、全体的に就職率が一般企業だと30%を割っているということで、それは各県大体状況は同じということで、それぞれ各県の努力されている状況を聞かせていただきました。

山口県が今目指しているのは、技能検定を実施して、いろいろな仕事に就いて子ども達にその技術をつけるということ、そして高等部ですね、職業コースといった方向でしているようでございますが、広島・鳥取・岡山はその技能検定はもう先行でやっておられました。特に広島が幅広く、清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工、流通・物流はスーパーの関係などということなんでしょうが、そういうこと

も技能検定をやっておられる。鳥取の方も、清掃がけっこう多い感じでしたね、今の時点で。これについては、それぞれ就職はまあ3割なんですけど、いかに定着させるかというのが各県の問題でございまして、ジョブマッチングがいかにその仕事とうまく出会えるか、ということが課題だなあという話が他県でされておりました。

座長でありました広島県の委員さんのお話で、実は三次の商工会議所の会頭さんもされていまして、企業と特別支援学校の子どもたちをうまくマッチングさせようということで、商工会議所の会議があるごとに、学校から先生方・校長先生に来ていただいて、いろいろな内容のお話しをしていただいて、両方の意識を共有しようということが進められている、それがすごく参考になったなあと思いました。

山口県も先生方がいろいろ企業回られて、大変努力されていると思います、一堂に会した所で、表に出してやるということは非常によかったんじゃないかなと。企業によっては、なかなか使える場と使えない場があったと思うんですが、やっぱりできるという職業もあるってということもありますんで、今からも山口も技能検定を進めるのはもちろんでしようが、企業との交わりをいかに深くするかということをするればいいんじゃないかなと思いました。

全体会ですが、これはさっき岡野委員さんの言われたところでございますが、今の学習支援プログラムから、コミュニティ・スクールから、時間の8割ぐらいは山口県に質問攻めで、我々はいいことしてない、そういう皆さん教員の皆さん方が頑張ってきたのに、なかなかいい気持ちになりました。コミュニティ・スクールがどうしてそこまで進むのかというのが一番皆さんの質問でございまして。

それは中田委員さんも、岡野委員さんも、吉田松陰から始まったという話に、防長教育の話になるんですが、そんな感じで会議をやっていました。学習支援プログラムの話も出ていましたが、非常に良いということで、私たちもそう思います。どんどん他県がそれを見て、また研究されるんで、負けないようにしっかりいいものを今からも作っていただいて、プリントの絵柄にしても、漫画にしても、そういうこととしていけば、もっともっと子供たちも興味持ってくるんじゃないかなと感じました。以上でございまして。

教 育 長

はい、ありがとうございました。

それでは、さっそく議案の審議に入りたいと思います。まず議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案第1号の山口県教育委員会表彰規則による表彰について御説明します。議案集の2ページをご覧ください。去る2月25日に、下関市立養治小学校の東英雄教頭が病気で亡くなりました。これに伴いまして、下関市教育委員会から、永年勤務し、職務に精励した教員であ

	<p>るとして、教育功労者表彰の内申がありました。</p> <p>死亡退職に伴う永年精勤の表彰基準は勤務年数20年以上とされておりまして、東教頭は32年ですので、表彰要件を満たしておられます。</p> <p>これまでの御功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要があると考えまして、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、2月25日付けで表彰の決定をいたしましたので、御報告をし、承認をいただきたくお諮りを申し上げます。よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたけれども、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。</p> <p>死亡退職による表彰ということですが、よろしいですか。</p> <p>それでは、議案第1号を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第1号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>それでは、議案第2号「市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則の制定」について御説明いたします。お手元の資料では3ページから5ページになりますが、5ページにその概要をまとめておりますのでご覧ください。</p> <p>今回の廃止の趣旨ですが、地方公務員法の改正により、勤務成績の評定に代わり、人事評価を実施することが規定され、それに伴って市町立小中学校の教職員、いわゆる県費負担教職員の勤務成績の評定について規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の第46条が削除されることによるものです。</p> <p>なお、県費負担教職員の人事評価については、改正された地教行法の第44条に規定されていますが、それについては新たに実施要領を定めて実施いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から議案第2号について説明がありましたが、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。新しい評価に移行するということで、今までの規則を廃止するということですが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第2号を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全 委 員	承認。

教 育 長	<p>では、議案第2号を承認いたします。 続きまして、議案第3号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>それでは、議案第3号「山口県公立学校教員の採用に関する規則の一部を改正する規則の制定」について御説明いたします。関係するのはお手元の資料の7ページから12ページでございますが、12ページにその概要をまとめておりますのでご覧ください。</p> <p>これについては、後ほど報告事項の(1)で詳しく説明をさせていただきますけれども、「1 改正の主旨」、「2 改正の内容」にありますとおり、平成29年度から栄養教諭の新規採用を開始することに伴い、規則で定めている採用の志願の区分に栄養教諭を追加するほか、諸規定の整備を行うものです。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から議案第3号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>栄養教諭の採用に係る所要の改正等ということでございますが、いかがでしょうか。</p> <p>議案第3号について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全 委 員	承認。
教 育 長	<p>それでは、議案第3号を承認いたします。 続きまして、議案第4号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>それでは、議案第4号「教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部改正」について御説明いたします。資料は、13ページから22ページになりますが、22ページによりまして御説明いたします。</p> <p>「1 改正の趣旨」にありますように、人事委員会勧告並びに「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に基づき、現業職員以外の学校職員の給与に関して、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」が先の2月県議会で改正されたところです。これに伴い、現業職員の給与についても、同様の改正を行うため、当該規則について、教育委員会が所要の改正を行うものです。</p> <p>改正内容としては、55歳を超える職員が標準の勤務成績で昇給する場合の号給数を2号給から1号給に、また条例の改正に伴い字句等の修正を行うものです。施行期日につきましては、現業職員以外の学</p>

<p>教 育 長</p>	<p>校職員と同様、平成28年4月1日としています。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>教職員課から議案第4号について説明がありましたけれども、御意見、御質問がありましたらお願ひいたします。</p> <p>現業職員の給与に関する規則の一部を改正するというごさいます。</p> <p>議案第4号について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは議案第4号を承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>「山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定」に関する第5号議案について、お諮りいたします。関連の資料は、23ページから30ページまでとなっておりますが、30ページの参考資料により御説明いたします。</p> <p>改正の概要は、今年度末をもって在籍者がいなくなる周防大島高校福祉科の廃止、萩高校奈古分校の開校及び特別支援学校高等部の定員の改定に伴う所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正規則の施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。以上、御審議の程、よろしくお願ひをいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>高校教育課から議案第5号について説明がありましたが、御意見、御質問ありましたらお願ひいたします。</p> <p>いかがでしょうか。周防大島高校福祉科の募集停止に伴う改正等でございますが。</p> <p>議案第5号を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第5号を承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>それでは、平成29年度教員採用候補者選考試験につきまして、これについては5月12日(木)に発表予定の実施要項で詳細をお示しすることにしておりますけれども、志願者へ早期に情報提供するため、実施大綱を策定し、3月15日(火)に発表しましたので、その概要に</p>

について説明いたします。資料の32ページ、実施大綱をご覧ください。

2の「実施する選考区分、志願区分(校種等)及び教科等」でございますが、選考区分については、今年度と同じく「一般選考」と5つの特別選考及び「身体障害者を対象とした選考」の合計7つの区分で実施をします。志願区分については、後ほど変更点を説明する際に改めて触れますけれども、新たに栄養教諭を追加します。教科等についてはご覧のとおりです。なお、それぞれの教科等における採用見込者数につきましては、5月発表予定の実施要項でお示しします。

次に、3の「出願」についてです。志願者は、原則として一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できますが、一般選考における中学校、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部を志願する者は、小学校を第二志願とすることを認めています。また、(1)から(5)にお示ししている教科等についても併願を認めています。

次に、4の「受験資格」についてです。(1)の教員免許状については、受験資格として、教育職員免許法に基づき授与された各相当の普通免許状が必要です。また、アからウにつきましては、各相当の普通免許状に加え、特定教科の普通免許状が受験資格として必要であることを示しています。エにつきましては、特別免許状制度を活用することを前提に、教員免許状の取得又は取得の見込みがなくても、受験を認める場合があることを示しています。

33ページの(2)の受験年齢について、昭和42年4月2日以降生まれ、とありますけれども、これは受験年齢の上限が49歳以下ということでございます。(3)の欠格条項、(4)の選考別受験資格についてはご覧のとおりです。

続いて、5の「選考試験の内容」については、これまでと変更はありません。

34ページ、6の「試験の一部免除」についてですが、こちらも今年度と同様の内容となっています。

7の「実施要項(志願書類を含む)の発表等」についてですが、5月12日の実施要項の発表に併せて、県庁受付をはじめとする県内30か所及び東京営業本部、大阪営業本部において、実施要項を配布します。

35ページの、8「志願書類の受付等」についてです。こちらも例年どおり郵送又は持参による出願以外に、証明書類等の添付の必要のない場合は、インターネットによる出願も可能としています。

また、(5)には、身体に障害がある志願者への配慮についてお示ししていますが、県教委では一般選考とは別に「身体障害者を対象とした選考」の採用枠を設け、障害のある方の雇用に努めています。

続いて9の「選考試験の期日及び会場」につきましては、第一次試験は、7月16日、17日の2日間、山口会場については山口高校、

	<p>山口中央高校、西京高校の3校で、東京会場については神奈川県横浜市の國學院大学「たまプラーザキャンパス」で実施をします。</p> <p>また、第二次試験は、小学校については8月20日から23日までの4日間、それ以外の志願区分（校種等）については8月20日、21日の2日間、県内の4会場で実施をします。なお、小学校については、今回はじめて8月27日（土）、28日（日）を予備日としていますが、これは台風等により予定日の実施ができない場合の代替日を予め指定し、受験者に周知しておくという趣旨でございまして、受験者の自己都合による試験日の変更を認めるものではございません。</p> <p>続いて10の「採用候補者名簿への登載と採用」についてですが、一つ目の○にお示ししているとおり、選考試験結果の通知は、10月5日に行います。</p> <p>36ページ、11の「主な変更点」をご覧ください。平成29年度の採用選考試験につきましては、お示しの2点の変更を行います。</p> <p>まず、一点目、(1) 志願区分に「栄養教諭」を追加、についてです。県教委では、食に関する指導の中核となる栄養教諭の新規採用を開始します。そのため、来年度の教員採用試験から栄養教諭の志願区分を設けます。これに伴い、小・中学校の学校栄養職員の採用は平成29年度（試験実施は平成28年度）までとなる予定です。</p> <p>次に(2) 社会人特別選考（高等学校水産）における特別免許状の活用についてです。高等学校の水産については、教員養成機関が少ないことから、当該免許状を所有する者が少ない状況にあります。そのため、社会人特別選考で高等学校の水産を志願する者については、県教委が行う教育職員検定により免許を授与することができる特別免許状制度を活用することを前提に、教員免許状がなくても受験できることとしました。</p> <p>以上の変更を行うことで、志願者の一層の確保に取り組むとともに、優れた人材の採用に努めたいと考えています。</p> <p>最後にお知らせですが、今年度同様、パンフレットとポスターを作成し、少しでも早く志願者に情報提供できるよう併せて配布します。ちなみにこのたびのポスター及びパンフレットの表紙の写真は、和木町立和木小学校の1年2組の児童たちと、新採2年目の担任の末兼先生でございます。</p> <p>また、ピンク色のリーフレットにお示ししておりますように、5月12日の実施要項の発表に併せて、県内7会場、県外7会場で試験説明会を開催します。以上で説明を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p>
岡 野 委 員	<p>栄養教諭についてですけれども、今までも栄養教諭はいらっしゃい</p>

	<p>ましたよね。それで、今回の正規採用を開始というのは、ちょっと詳細な説明をお願いしたいのですけれども。</p>
教職員課長	<p>現在の栄養教諭は、学校栄養職員として採用された者、これの任用替えの試験を行うことで栄養教諭としているものでございます。</p> <p>将来的に、食に関する指導の充実ということで、全て栄養教諭というところを考えております。ある程度栄養教諭への任用替えが進んできたということで、今回、栄養教諭として採用試験を実施するというものでございます。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。はい、他にございませんか。</p>
宮部委員	<p>東京での試験は、受験者数はどのくらいおられますか。</p>
教育長	<p>去年の例ですが、大ざっぱで良いですが、わかりますか。</p>
教職員課長	<p>すみません、校種教科というのはちょっと今把握しておりませんが、全員で74人でございます。</p>
教育長	<p>他にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この件については報告のとおり承ります。</p> <p>次に、報告事項2について高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>平成27年度山口県公立高校生学習状況等に関するアンケートの集計結果について御報告いたします。お手元の資料の37ページをご覧ください。</p> <p>その資料に従って説明をさせていただきますけれども、まず、1から4にお示ししておりますように、このアンケートは、県内の公立高校の生徒について、学習習慣や生活習慣の現状を把握・分析することにより、生徒の学習状況の改善を図るために、毎年秋に抽出により実施をしており、本年度で3年目となります。続いて、5にお示ししておりますように、このアンケートは学習の取組等に関する質問をはじめ4つの領域の計59問からなっておりまして、6にお示しをしておりまして61校で実施し、6,308人の生徒から回答を得ました。これは県内の全日制に在籍する公立高校生の約4分の1に当たる数字となっております。</p> <p>7の集計についてでございますが、(1)の県全体の集計では、各学校の規模の違いを反映する統計処理を行う必要がありますことから、3,048人を集計の対象としています。また、(2)の各学校の集計につきましては、回収した全てのアンケートを対象として行っております。</p>

次に、結果の概要について御説明いたします。8をご覧ください。
(1) から (4) までの4つの領域につきましては、特徴の見られる項目を枠囲みでお示ししております。

このうち、(1) の学習の取組等につきましては、「授業の目標が示されている」と思う生徒は61%、授業の終わりに「学習した内容を振り返ったりまとめたりしている」生徒は50%となっております。また、「学級やグループの中で、自分たちで課題を見つけ、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理をして、発表するなどの学習活動に取り組んでいる」、いわゆるアクティブ・ラーニング型の授業を受けていると思う生徒は52%となっております。

続いて(2) の学習習慣について御説明いたします。学校の授業以外の学習につきましては、学校の宿題に取り組んでいる生徒は88%であるのに対しまして、予習をする生徒は33%、復習をする生徒は42%に留まっている現状でございます。

次に38ページをご覧ください。(3) の各教科の学習に関する質問につきましては、英語の学習が将来社会に出たときに役立つと思う生徒は88%であるのに対し、英語でコミュニケーションをとることができる生徒は38%に留まっております。

次に(4) の生活習慣につきましては、平日2時間以上、携帯電話等で通話をしたりメールをしたりしている生徒は26%となつてるところです。

こうした状況を踏まえ、9の今後の取組でございますが、学力向上に向けた重点取組事項として、本年度に引き続き「生徒の主体的な学習態度の育成」を来年度も掲げ、次の三点について、より重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

一点目が、参考資料のところの①でございますが、「①『見通し・振り返り』学習活動の更なる充実」でございます。グラフでお示ししているとおり、見通し・振り返り学習活動について肯定的に回答した生徒の割合は、年度ごとに着実に増加をしておりますが、中学校での結果と比較するとまだまだの状況でございます。中学校までの成果を着実に繋ぎ、更なる学力の向上を図るため、チェックシートを活用した授業評価の推進や、高校教育課が作成しました手引き等を活用した校内研修の実施等を通じまして、授業改善を図ってまいります。

二点目は、②でございますが、「②授業を中心とした『予習－授業－復習』このサイクルの更なる充実」でございます。先ほど8(2)でも御説明いたしましたが、グラフでお示ししておりますように、学校の宿題に取り組んでいる生徒の割合は高い一方で、主体的に「授業の予習」や「復習」に取り組んでいる生徒の割合が低い状況でございます。家庭学習が授業で生かされるような課題設定の工夫や、家庭との連携の充実等を図ることにより、生徒の学習習慣の確立をめざします。

	<p>三点目は、「③アクティブ・ラーニングを取り入れた『主体的・協働的な活動』の更なる充実」でございます。グラフにお示ししておりますように、アクティブ・ラーニングに関する質問に対して肯定的に回答した生徒の割合は約半数に留まっております。これからの時代を生きていく生徒たちに、主体的に判断しながら、多様な人々と協働的に課題を解決していくための資質・能力を育成することが求められておりますことから、高校教育課が今年度作成しました研修資料を活用した校内研修の実施や、学年、あるいは教科の枠を越えた授業参観の推進等によりまして、教員の指導力向上を図ってまいります。</p> <p>以上、御説明しました①、②、③の三点に共通するキーワードとしては、「主体性」ということを考えております。このため、来年度も「生徒の主体的な学習態度の育成」を学力向上に向けた重点取組事項として掲げまして、各学校での取組の充実に努めたいと考えているところでございます。</p> <p>既に、このアンケートの結果・分析を踏まえ、各学校に対しましては、別冊資料として用意しております「集計結果」と、参考資料として39ページにございます「学力向上に向けた授業の改善・充実について」これに加えて、学校ごとの集計結果及び分析ツールを配付しておりますけれども、4月当初に平成28年度の重点取組事項を改めて示すことによりまして、取組の方向性の周知を図ることとしております。また、校長会、指導主事による学校訪問など、様々な機会を通じて状況把握を行うとともに、その分析と改善策を検討し、各学校への指導助言を行うことで、生徒の学力向上を図ってまいりたいと考えております。以上、御報告を申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p>
石 本 委 員	<p>生徒にアンケートされて、高校には還元されていると思うんですが、親御さんとか、学生さん本人に対する還元というのはされているんでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>この結果は、各学校の方に配布しておりますので、各学校で授業改善に向けた取組等を、子どもたちあるいは保護者に説明をする際に、活用していただいていると考えております。</p>
石 本 委 員	<p>お子さん自身も、全体で友達がどのぐらい勉強しているとか、どういう考え方とか、宿題若しくは予習とか復習にどれぐらい取り組んでいるというのを把握した上で、「自分もやらない」という意欲につながるのかなと思います。学生さん自身が「こういう状況なんだよ」というのを知っておくことも1ついいんじゃないかなと私は考えまし</p>

<p>教 育 長</p>	<p>た。</p> <p>ありがとうございます。他にございませんか。はいどうぞ。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>結果の概要のうち、各教科についてのアンケート結果なんですけれども、英語に関して、将来社会に出たとき役に立つと思う生徒が88%ということなんですけれども、そこで1つ出してらっしゃるのは、これが問題じゃないかなという形で出されているのかなと思ったんです。コミュニケーションを取ることができる生徒さんは38%ということで、興味があるんだけど、この38%が高いのか低いのかよくわからないんですけれども、もう少し上がってほしいんじゃないかなという期待感があるのではと思うんです。このあたり何か具体的な対策等そういったものが検討されてらっしゃるんでしょうか。</p>
<p>高 校 教 育 課</p>	<p>英語の授業におきましては、フォースキルと申しましてですね、読む、書く、聞く、話すという4領域をバランス良く学ぶことが非常に大切だと思っております。そうした中で、特にコミュニケーションのうち、話すことであるとか、あるいは書くこと、いわゆるアウトプット型の活動がまだまだ不十分だということが、この結果から明らかになっております。平素の授業におきましても、そうした4つの領域をバランスよく学んで、アウトプットする力というのを高めていくことがまず授業においても必要だし、そうした言語活動を授業の中にどんどん取り入れていくことが非常に重要であると考えております。</p> <p>また、これに加えて英語を話す機会の充実ということがございます。来年度に向けて、イングリッシュキャンプという、英語でALTとか、あるいは留学生とともに生活をするという企画を用意しております。英語を話す機会を充実し、それを活用して、生徒の方もアウトプットする力を十分に付けてくれることを期待しております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にないでしょうか。</p>
<p>宮 部 委 員</p>	<p>英語ですが、これは昨年のジャンボリーで通訳をされたということで、学生さん達が非常に頑張っておられたので、その勢いをそのまま何か引き継ぐ形を取られたらいいんじゃないかと思います。</p>
<p>高 校 教 育 課 長</p>	<p>昨年のジャンボリーの成果をぜひ生かす形で、各学校ではボランティア活動に積極的に取り組むこととしております。</p> <p>そういったボランティア活動の一つとして、英語通訳であるとか、そういう活動を大きなボランティアでの一つのアイテムとして、今回その機運も盛り上がっておりますので、引き続き各学校で継続して行っていけるような、サポートもしていきたいと考えております。</p>

宮 部 委 員

よろしくお願ひします。

教 育 長

よろしいでしょうか。岡野委員どうぞ。

岡 野 委 員

アンケートを取られるのはとても良いことだと思うんですけど、毎回取りっぱなしっていうのが多いような気がするんですね。アンケートを取ったら、何のためにこのアンケートを取ったのか、取ったのを今度はどのように活用したらいいのか、その辺をしっかりと掴んで、このアンケートだけじゃなくて色々なアンケートをとる時には、そういったことをしっかりと掴んだ上で、アンケート集計、そして課題を見つけて、それをどのように活かすかというところまでしていただきたいなというのが一つお願ひです。

それと、今、宮部さんが言われましたけど、ジャンボリーでいろいろコミュニティ・スクールとの兼ね合いが、今やっていますよね。今度、高等学校でもコミュニティ・スクールをやろうっていうふうなことが出ておりますから、是非この高校のアンケートになっておりますけれども、コミュニティ・スクールのこういった問題の中にどのように組み入れて、この中でどう活かしていけるかっていうこともちょっと検討してみると、面白い課題が出てくるんじゃないかと思います。

それとちょっと寂しいなあと思ったのが、携帯やメールですね。1日平均約2時間以上携帯電話を使って通話をしたりメールをしたりする生徒が26%というのは非常に数が多いような気がしまして、この辺もやはりちょっと、「携帯電話使うな」、「スマホ使うな」ということではありませんけれども、やはり使い方の指導につながるような何かアンケートのとり方というものも、今度されるときには1つ加えてもいいんじゃないかなと思います。

アクティブ・ラーニングなんかは、今から先とてもこれ重要な課題になると思いますから、アクティブ・ラーニングをとり入れた協働的な活動というのが書いてありますけれども、もう少しこの次にはアンケートの項目を考えて、この辺をしっかりと捕まえて、各県立高校内で、アクティブ・ラーニングのことをもう少ししっかりと捕まえてほしいと思うんですよ。今から国の方でもおそらく前に進めていく大きな課題の一つになると思いますから、是非その辺をお願ひしたいなという気がいたします。以上です。

高校教育課長

沢山の貴重な御意見ありがとうございます。アンケートの活用についてでございますが、アンケートを日頃の教員の学習指導の充実とか、あるいは生徒の学習状況の改善に資すると、このようなことも具体的に行うものでございまして、やはりPDCAが、このアンケートの結果、分析、そして改善によって行われないと、意味のないことだ

<p>教 育 長</p> <p>学校安全・体育課長</p>	<p>とっています。</p> <p>それで、回収したこの全てのアンケートを対象として、項目ごとの集計結果を配布するとともに、いくつかの項目については各学校の状況が全県の状況と比較できるような、視覚的に表した個票、学校ごとの個票というものを用意したり、分析する学年とか項目を選択して分析できるようなシートも学校の方に配布しております。</p> <p>各学校においてはその結果を活用しながら、その課題の解決に向けて取組を進めることが期待されておりますので、各学校の方で充実した取組になると確信しております。</p> <p>それから、コミュニティ・スクールの方でもアンケート等も活用しながら、各学校でしっかり取り組んでいくようにという御提言もあったかと思えます。新たに取り組めます3校には、そうしたこともしっかりと伝えていきたいと思えます。</p> <p>それから情報モラルについて、携帯、メールを2時間以上している生徒が26%もいるというのはちょっと嘆かわしい状況だというようなお話もございました。各学校では情報関連の会社でありますとか、それから警察などの関係機関と連携しまして、各学校の方で年間計画に従って「情報モラル教育」を実施して、その中で効果的なインターネットの活用方法とかも教えております。今は生徒だけでなく、各学校の工夫によりまして、保護者を対象と一緒にその携帯講座とかを受けておるというようなことでもございまして、年間計画に従って情報モラル教育を各学校の方で積極的に取り組んでいるところでございます。</p> <p>最後にアクティブ・ラーニングのことでもございますが、アクティブ・ラーニングという言葉は、度々お耳にされることと思えますけれども、今後の高等学校教育改革のキーワードとなるものであると考えております。</p> <p>課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習方法でありますアクティブ・ラーニングというのを飛躍的充実というのが、各学校では求められると思えますので、県教委の方でも各学校に参考となるような資料等も用意しまして、各学校でアクティブ・ラーニングを多く取り入れた授業が展開されるよう支援して参りたいと思えます。以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。この件については、報告のとおり承りたいと思えます。</p> <p>次に、報告事項3について、学校安全・体育課からお願いいたします。</p> <p>それでは、学校安全・体育課からは、「やまぐち児童生徒サポートライン」の協定の締結について御報告を申し上げます。資料の方は40</p>
-------------------------------	--

ページから42ページになっております。

これまで、本県における、児童生徒の問題行動や非行の防止、児童生徒が犯罪に巻き込まれた場合等の安全確保に向けた学校と警察の連携につきましては、平成16年に県警と県教委がそれぞれ定めた基準に基づきまして、相互に連絡する体制を構築してきたところでございます。しかしながら、全国的に、川崎市における中学生殺害事件など、学校外の集団との関わり等の中で、児童生徒の生命を脅かす事案が発生するなど、児童生徒の問題行動等の状況が、平成16年当時に比べまして、より多様化、深刻化しており、学校と警察の一層緊密な連携が求められております。

こうした現状や昨年10月の「教育委員と公安委員との意見交換会」におきまして、学校警察間連携の必要性についての議論等も踏まえまして、県立学校と警察署とが統一した基準に基づく相互連絡を行い、児童生徒の健全育成の観点から、問題行動・非行及び犯罪被害の防止並びに安全確保について、連携して、そして早期に対応できる体制を構築するために、この度、県教委と県警本部が相互連携に係る協定を結ぶことといたしました。

本協定の具体的な連絡の対象につきましては、不審者等の事案、また、最近増加が著しいスマートフォン等を利用した事案で早期対応が必要なものなどについては、学校と警察で相互に連絡することとし、そのほかに、警察からは、警察で取り扱った児童生徒の非行防止及び被害防止並びに安全の確保のため、学校との連携が必要と認められる事案、学校からは、学校内外における児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全の確保のため、警察との連携が必要と認められる事案、これに基づきまして連絡を行うこととしております。

また、留意事項といたしまして、連絡の判断に係る責任体制の構築や秘密保持の徹底、真に教育的効果をもった適正な指導を行うことなどを明記し、児童生徒の健全育成という本制度の趣旨に則った取組を進めてまいります。

なお、本協定の対象は県立学校のみでございますが、県警では、今後、市町立学校や私立学校、国立学校につきましても、新年度からの施行を目指して、同様の協定の締結を進められておると伺っております。以上でございます。

教 育 長

ただいま学校安全・体育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

石 本 委 員

スマホとかネットについての保護者への講座もされているというお話をお聞きしたんですけれども、スマホを持たせてから対応するのではなくて、早すぎる時期に与えないようにという、そういう幼少期の親御さんとか小学生の親御さんに対しての講座もきちんとしていただ

<p>学校安全・体育課長</p>	<p>いて、ネットとかスマートフォンの関係についての理解とか判断がしっかりできる年齢になって、与えていただくという方向に持っていくことも1つの方向かと思いました。</p> <p>御指摘ありがとうございます。ちょうどこの時期に新しい学年、新しい学校に進級していくという時期でございます、学校におきましては、こうしたタイミングを捉えて、家庭との連携の中で、スマートフォンや携帯電話の必要性、その扱い方について、この時期に周知していくということで、具体的な例も挙げた資料を県警にも学校にもお渡ししております。</p> <p>そうしたものを学校で活用して、保護者の方々への周知を図っていただこうと思っております。スマートフォンや携帯電話につきましては、非常に利便性が高いのですが、生徒指導を担当している側からしますと、しっかり周知していきたいと。特に中高校生になりましたら携帯電話等を所持率も上がりますので、その必要性を生徒が主体的に捉えて取り組んで行けるように積極的に取り組んでまいりたいと思っております。</p>
<p>石 本 委 員</p>	<p>小学校のうちから対応されているということですよ。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はい。他に。</p>
<p>岡 野 委 員</p>	<p>一つ聞いていいでしょうか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はい。</p>
<p>岡 野 委 員</p>	<p>スマホとか携帯いま学校に持ち込みしていいんですか。ちょっとすみませんが。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>基本的には、学校の教育と言いましょうか、授業等に必要ないものという判断をしております、小中学校での持込みは県内では禁止しているわけでございます。</p> <p>ただ、高校生になると色々な実情がありますので、通学の範囲も広域になってくるということもございまして、校則等で定めている所もございすけれども、基本的には授業に必要なものという形で、保護者の方に各学校では説明しているという状況でございます。</p>
<p>岡 野 委 員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは、この件については、報告のとおり承ります。</p>

<p>義務教育課長</p>	<p>次に、報告事項4について、義務教育課から説明をお願いいたします。</p> <p>この度、県内の小学校において、全国学力・学習状況調査の実施の際に、不適切な対応が行われていたことが判明しましたので、その概要と、これに対する県教委の対応について報告いたします。資料43ページをご覧ください。</p> <p>今回の事案は、下関市立の小学校1校において、平成25年度と26年度の全国学力・学習状況調査の実施当日、児童が難しい問題に時間をかけ過ぎて本来の力を発揮できないことがないように、教員が、国語Bの調査の開始前に、6年生の全児童に対して問題を解く順番を指示したというものです。</p> <p>この調査のマニュアルには、調査中の指示として、「解答を諦めているような児童には、できるところから解答を試みるよう適宜指導してください」と示してありますが、当該校の行った指示は、「調査開始前に」、「全児童に対して」、「問題を解く順番を指示する」という点で、調査マニュアルの趣旨を明らかに逸脱した不適切な対応であります。</p> <p>県教育委員会では、今回の事案が判明した後、県内の全小・中学校に調査を行い、他の学校では不適切な対応は行われていなかったということを確認しました。その後、3月15日に今回の事案について、文部科学省に最終的な報告を行い、今後の調査の適切な実施の徹底について指導を受けました。翌3月16日には、その指導内容を踏まえて、下関市教委に対して指導を行うとともに、合同で記者発表を行っております。</p> <p>今回の事案発生を受け、文部科学省は、3月17日付けで調査の適切な実施の徹底に向けた通知を発出しており、県教委においても、全市町教委に対して通知を発出し、調査マニュアルの正しい理解に基づいた調査の適切な実施について、周知徹底を図ったところです。</p> <p>今回の事案の関係者への対応ですが、当該校の管理職に対しては「文書訓告」、学校担当者であった当時の教務主任に対しては「厳重注意」を関係市教育委員会が行い、他の関係教員に対しては、校長による指導を行ったところであります。</p> <p>最後に、今後の対応についてですが、県教育委員会では、平成28年度の調査の適切な実施に向けて、通知の内容の周知徹底を図るとともに、県教育委員会が主催する研修会等の機会を活用して、調査マニュアルに基づいた調査の適切な実施について、継続して周知徹底を図ってまいります。以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま全国学力・学習状況調査で行われました不適切な事案ということで、義務教育課の方から報告のあったとおりでございます。</p>

	御意見、御質問がありましたらお願いいたします。
岡野委員	<p>1人の先生じゃなくて学校全体でそういった形の指示が出たということだと伺いましたので、これは校長先生なんかはしっかりとした指導が行き届いていなかったのが一つではないかなと思いました。</p> <p>それからもう一つ、あの調査マニュアルが正しく先生方に伝わってなかったから、こういったことが起きたんじゃないかと思しますので、全国学力・学習状況調査というのはこれからも行われるわけですから、こういったことが起きないように、調査マニュアルというのをもう1回皆さんに徹底して、先生方にお知らせするというのをきちんとしておかないと、また同じことが起きるかもしれませんから、是非その辺を徹底させていただけたらいいんじゃないかなと思しました。</p>
義務教育課長	ただ今、御指摘がありましたように、今回の事案は調査マニュアルを正確に理解していなかったことに起因をしております。再発防止に向けては、校長を含めて各学校の教員が改めて本調査の目的を踏まえて、実施要領及び調査マニュアルの趣旨を十分に理解し、それらに基づいて調査を適切に実施するように、あらゆる機会を通じて指導を徹底していただくように各市町教委を通じて、各学校への周知徹底を図ることとしております。
教育長	よろしいですか。他にありませんでしょうか。
佐野委員	対象となる子どもたちにとっても残念な話だと思いますので、この先、このようなことが起きないように徹底していただければと思います。
義務教育課長	これまで各市町教委や各学校において積極的に学力向上に取り組んでいる所であります。子ども達も、一生懸命学習に取り組んでいる状況であります。そうした中、こういうことが起きたということが大変残念なことであると考えております。そうした意味からも、今後こうしたことが二度と起こらないように、各市町教委を通じまして、域内の小中学校に対して周知徹底を図っていきたいと考えております。
教育長	<p>他にはございませんでしょうか。</p> <p>今回のようなことが山口県で起こり、大変重く受け止めております。次の調査、1か月後の4月19日に行われる平成28年度の調査に向けて、先ほどからお話があったように、全ての学校で調査マニュアルに基づいた適切な調査の実施がなされるように、指導の徹底を図ってまいりたいと考えています。</p>

義務教育課長

それでは報告事項5について、義務教育課から説明をお願いします。

検定中の教科書の閲覧に関する調査の結果について報告します。
資料の44ページをご覧ください。

まず、今回の調査の概要についてですが、昨年10月に、教科書発行者である三省堂が検定中の教科書を教育関係者に見せて謝礼を渡していた事実が明らかになり、文部科学省は、三省堂以外の発行者全21社に対しても、同様の事案がなかったかどうかを自己点検して報告するよう求めました。

その後、発行者からの情報に基づいて、文部科学省は平成28年1月28日に、各都道府県教育委員会に対し、発行者の自己点検結果を情報提供するとともに、事実関係の調査を依頼しました。

依頼された調査項目は、資料に示しているとおりです。

これらの調査項目につきまして、県教育委員会では市町教育委員会の協力のもとで調査を行い、3月11日に最終的な調査結果を文部科学省に提出いたしました。本日は、山口県における調査結果について報告いたします。

それでは、資料に沿って説明します。「Ⅱ 調査結果」の項目をご覧ください。

まず、「1 調査対象者」についてです。(1)として、1月28日に文部科学省から提供された情報を、(2)として報告対象者の件数と実人数を示しています。類型①というのは、対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案であり、類型②というのは申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案です。以下、類型ごとの具体的な調査結果について報告しますが、これ以降の調査結果については、全て件数、延べ人数で報告します。

資料45ページをご覧ください。最初に類型①、つまり、金品の授受を伴わない事案についてですが、(1)の閲覧時期及び(2)の教科書発行者別件数は資料に示しているとおりです。

(3)の当該者の所属・職位については、事案発生当時の所属・職位で集計しております。

次に、(4)の当該者が採択に関わる委員等を務めた事案については、閲覧した次の年度に行われる教科書採択において、当該者が務めた委員等と件数を示していますが、教育長が1件、調査員等を務めた事案が7件ありました。

また(5)には、当該者が採択に関わる委員等を務めた市町の採択結果について示しています。

このうち、表のいちばん左に「他社→当該社」と記載しておりますように、それまで他社の教科書が使われていた地区で、閲覧させた発行者の教科書へ採択が変わった事案が1件、左から2番目に「当該社

→当該社」と記載しておりますように、当該社の教科書が継続して採択された事案が1件ありましたが、これらについては、採択のための会議の議事録や選定資料等を精査した結果、内容や分量において当該社が有利となるような発言や記述はないことから、採択への不当な影響はないと判断をしました。

次に、類型②、つまり、金品の授受を伴った事案について報告します。資料46ページをご覧ください。(1)の閲覧時期及び(2)の教科書発行者別件数は資料に示しているとおりで、(3)の当該者の所属・職位については、事案発生当時の所属・職位で集計しております。次に、(4)の当該者が採択に関わる委員等を務めた事案については、類型①と同様に、教科書採択の年度に調査員等を務めた件数を示しており、17件でした。(5)の当該者が委員等を務めた市町等の採択結果についてですが、他社の教科書から当該発行社の教科書へ採択が変わった事案はありませんでしたが、当該社の教科書が継続して採択された事案が10件ありました。

これらの事案についても、類型①の場合と同様に、議事録や選定資料等を精査した結果、内容や分量において当該社が有利となるような発言や記述はなく、採択への不当な影響はないと判断しました。

次に、(6)の、当該者が受け取った金品の内容については、金銭が57件、品物が5件、金銭の受取を拒否した事案が1件ありました。

受け取った金額については、(7)に示しておりますとおり、2万円が8件、1万5千円が1件、1万円が46件、6千円が2件となっております。また、飲食の提供及び交通費・宿泊費の受取については、(8)、(9)にお示しをしております。

次に、関係者に対する対応について御説明いたします。3(6)に、金銭受取57件、品物受取5件とお示ししておりますが、合わせて62件のうち、退職者等を除いて、一番下に示しておりますとおり、事案発生当時、校長、教頭であった6人に文書訓告、教諭であった39人に厳重注意を関係教育委員会において行うこととしました。

以上、検定中の教科書の閲覧に関する調査の結果について報告いたしました。

今後は、文部科学省において、適正・公正な採択に関する通知の内容等の見直しを行い、来年度当初に示すことが検討されているとのことですので、県教育委員会として、これらの内容を踏まえて指導を徹底していく方針であることを併せて御報告いたします。以上です。

教 育 長

今回の一連の事案につきまして、その調査結果、ただいま義務教育課長の方から説明をしたとおりでございます。

御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

宮 部 委 員	これは全国的なお話であったんでしょうが、山口県で確認されたということで、大変残念なことでございます。調査の結果、採択に影響をしていないというような話をされていますが、二度とこういうことが無いように徹底していただきたいと思います。
教 育 長	はい、ありがとうございます。他に何かございますか。
岡 野 委 員	私もいま宮部さんと同じような考えですけど、非常に残念だと思います。教科書の採択に当たって、この教育委員会も関わっているわけなんですよね。私たち自身も。私たち自身が関わる場合において、委員会からの選定資料というのをとても大切に思って、それをしっかり読ませていただいて、私たちもそれで検討する。だから、現場の先生方の意見を大切にして、私は採択の時にそれをやってきたつもりです。それがちょっと裏切られたというような感じも受けますので、こういうことがないように、これは絶対あってはいけないことなので、是非この点はしっかりと指導していただきたいなと思います。
教 育 長	ありがとうございます。はい、どうぞ。
佐 野 委 員	教科書は子供達が直接目にするものなので、疑念が残らないような選定という形で、是非よろしくお願ひしたいと思います。
教 育 長	ありがとうございます。他にございませんでしょうか。
石 本 委 員	皆さんと同じような考えなんですけれども、やはり公正に教科書を選んで、良い教科書で子供達が勉強できるようにという思いで、学校に行かせておりますので、よろしくお願ひします。
教 育 長	ありがとうございます。さきほど義務教育課長からお話いたしました、教職員が教科書発行者から金品を受け取っていたという事案が62件あったということでございます。 このことについては大変遺憾でありまして、厳正に対処することとしたところでございます。今後は、先ほどから各委員から御意見をいただきましたように、二度と起こることのないように、全ての教育関係者に対して、これまで以上に指導を徹底してまいりたいと考えております。皆様方もどうぞまた御意見等をいただけたらと、よろしくお願ひいたします。 それでは、次回の教育委員会会議の日程につきまして、教育政策課からお願ひします。
教育政策課長	来月は、4月21日の火曜日の午後3時で予定させていただきます。よろしくお願ひします。